

参議院通信委員会會議録第十五号

昭和三十五年四月十二日(火曜日)午前
十時五十一分開会

出席者は左の通り。

委員長 柴田 榮君
理事 鈴木 恭一君
手島 榮君
松平 勇雄君
森中 守義君

委員

黒川 武雄君
新谷寅三郎君
寺尾 豊君
最上 英子君
谷村 貞治君
久保 等君
鈴木 強君
野上 元君
光村 甚助君

国務大臣

植竹 春彦君

政府委員

郵政事務次官 佐藤虎次郎君
郵政省電氣
通信監理官 松田 英一君
郵政省電氣
通信監理官 岩元 巖君

説明員

日本電信電
話公社総裁 大橋 八郎君
日本電信電
話公社副総裁 横田 信夫君
日本電信電
話公社運用局長 山下 武君

本日の會議に付した案件

○電信電話設備の拡充のための暫定措
置に関する法律案(内閣提出、衆議
院送付)

○委員長(柴田榮君) ただいまより開
会いたします。

電信電話設備の拡充のための暫定措
置に関する法律案を議題といたします。
まず、郵政大臣から発言を求められ
ておりますので、これを許します。
○国務大臣(植竹春彦君) 前回の委員
会におきまして、鈴木強委員からの御
質問がございましたので、それに対す
る答弁を申し上げます。

まず、対外電氣通信政策につきま
す。御質問に対してお答え申し上げます。

日本のこの対外電氣通信政策につき
まして、まとめて答弁するようにとの
御質問でございますが、これにつきま
しては、まず国際通信そのものについ
ての発展という問題がございます。こ
の点につきましては、KDDの活躍に
よりまして、日本の対外通信連絡は非
常に整備いたして参つてはおりますけ
れども、しかも、なお世界的な通信網
の進展に伴いまして、日本としてもこ
れに立ちおくれてはいけないというそ
の必要から、このために最近の世界に
おきまする海底同軸ケーブルの布設の
盛んな傾向に従いまして、ただいま太
平洋ケーブルの問題を国際電氣電氣社
として、アメリカ側と折衝させておるの
でございますが、このことにつきまして
では先般当委員会でお説明申し上げま

した通りでございます。

なお、わが国から東南アジア方面に
対します通信網を整備する必要も考
えられるのでございますが、この点に
つきましては、昨年五月東京で開かれ
ましたITUのプラン会議におきまし
て、東南アジアの各国とよく連絡をし
て、この問題を解決して参りたいとい
う趣旨の提案を日本からいたしまし
て、この問題につきましては、将来な
お検討の対象とすべきであるというこ
とを十分にこの會議におきまして、注
意を喚起しておいたのでございます。

その次に、国際社会の一員といたし
まして、電氣通信面における国際協力
の問題でございますが、まず第一の問
題としては、電氣通信面における国際
機関として、国際電氣通信連合がござ
いまして、世界各国の電氣通信の調和
ある発展をはかっていることは御承知
の通りでございますが、日本といたし
まして、このITUにおきまして活躍い
たしますことが、国際社会の一員とし
ての義務でもございまして、また、日
本としても、これによりまして日本の
電氣通信界における世界的な地位が向
上するということも考えられますので、
従来とも大いに努力いたして参つた
次第でございますが、先般全權委員
會議におきまして、この理事国に選任
せられました、また、無線通信主管
庁會議におきましては、長谷慎一氏が
IFRBの委員として選任せられました
たこの事実も、この方面における日本

としての一つの活動の進展と考えられ
る次第でございます。

次に、国際協力の一環といたしまし
て、新興国への技術協力の問題がござ
いまして、この問題はITUにおいて
もいろいろ論議されている問題でござ
いまして、この面におきましては、先
ほど申し上げましたITUにおける日
本の地位の向上によりまして、今後一
そう協力することが可能となり、ま
た、しなければならぬ要請も出てく
ると考えられます。一方におきまして
技術援助の問題は、電氣通信ばかりで
はございません。他の分野におきまし
ても問題とされているところでござい
ますが、その実行は、たとえば国際連
合の技術援助計画とか、コロンボプラ
ンとか、さらには日本と関係国の
協定等によっても行なわれておるので
ございます。これは主として外務省が
主管しているところでございまして、郵
政省はこれと密接に連絡をいたしまし
て、一方には電氣公社、また他方には
KDDの協力も得まして、この方面に
おきまして技術援助について実績をあげ
るよう努力いたしておる次第でござ
います。具体的に電氣通信要員の訓
練とか、技術指導等の問題があるわ
けでございます。

なお、この問題につきましては、ア
ジア通信協力会のことや先般御質問も
ございましたが、問題にもなりました
ので、この問題につきましては、日本
の貿易の増進、電氣通信面に

ついて申し上げますが、これは通商機器というこ
とになります。これに関連しては、
通産省とよく協力いたしまして、この
通信機器の生産、また海外への進出に
つきまして監督指導して参りたいと存
する次第でございます。

次に、電氣公社——公共企業体のあ
り方についての御質問がございました
わけでございます。それについてお答
え申し上げます。

公共企業体の審議会の答申について
考えてみますと、公社の組織及び運営
につきまして、これを民間的センスに切
りかえて、企業性と自主性を強化し
て、能率的、進歩的な運営をはかること
を、企業経営の責任を確立すること
を答申の中に述べておりますが、その
趣旨につきましては同感に存じます。

それじゃそのためにどういうふう
な措置を行なつて参るかというふう
な、まず、第一には、公共企業体の監
理委員会を設置いたしまして、役員
の業績の考課を行ない、職員の基本給
与、業績の手当、能率などの適否を判
定して、そのほか監査の結果につきま
して、関係各大臣に対して報告または
報告を行なうというふうなことが今考
えられて、それで答申にもそういうふう
にあるわけでございます。

第二の点として答申にございますの
は、予算決算の制度を企業性にふさわ
しいものに改めて、国会の議決を要し
ないとするのがあげられます。

第三番目に、監督は大蔵大臣等の監
督をやめて、郵政大臣の専管とする

いう点が述べられております。

第四番目に、公共企業体の運営の利益は、国民と政府と企業関係の三者に均霑するように配分することとして、その給与ベースは、公務員に比準する、と同時に、職員の業績に応じて幅のある賞与制度を採用すべきことが指摘されております。

また、最後には、執行機関を強化していかねばいけない、それによりまして、自主的な企業性を発揮した運営をやっていくというふうなことが答申に盛り込まれておりますが、これに對しましては、まず監理委員会の性格につきましましては、やや明確でない点もございます。監督権限との紛淆、検査院とか行管の検査、調査権との重複等もあるように思われます。また予算決算の国会議決を要しないという点につきましても、ずいぶん問題があると思われまして、また、その他の点につきましても検討を要するものが相当ございますので、答申全体といたしましては、大体において尊重すべきものと考へられますので、なお努力を続けて参りたいと存じます。

以上、この二つの御質問に對してお答え申し上げる次第でございます。

○委員長(柴田榮雲) では、引き続き御質疑のある方は順次御発言を願います。

○鈴木破君 今、大臣から昨年以來の保留になつておつた二つの点の御答弁がなされたのですが、何というのですか、経過報告みたようなもので、郵政大臣としてどうあるべきかという御所信はつきりしないのですか、これは私は非常に不満です、その点は、ですから少し質問をしてみたいと思ひます

が、まず對外通信政策についてでございますが、通信のオペレーションの方ですが、オペレーションの方については、これからまあ十年なり十五年先を見越した場合に、現行の短波による通信連絡というものがどういうふうな形になつていくのをごさいますか。それで今度有線海底同軸ケーブルを布設するということは、そういうこれから先の通信網というものがどういうふうな計画をたどる中でその必要があるのか、そういう点が非常に不明確に思ふのです。ですから、その辺をもう少しはつきりしていただきたいということと、それから現在全世界に短波通信の連絡があると思ひますが、まだ戦争前のようなルートというものが確保してあるのかどうなのか、戦前と比べてみて各ルートごとにですね。

それからもう一つは、この技術関係ですが、なるほど、私は日本の優秀な機器を特に後進地域に輸出をして、積極的にその面から協力するということ、これは当然なことだと思ふわけでありまして、そういう面に対して、どうも先般のアジア通信協力会議というふうな、何か商會社会的な性格を持つたものができまして、これが自然発生的にできたのだ、従つて政府としては、できるだけの協力をする、こういうふうなお話でございますが、もつと政府がこの海外技術援助という面について積極的になるべきではなかったか、そういう施策の欠如が、一方業界から見ると、待ち切れずにああいうものができたと思はれるわけですね、ですから、基本的に今後どうやってそれを強力に政府は推進されていくのか、とりあえずこのアジア通信協力会議と

いうものについて、できたことでもあつて、できるだけこれを助長して、そのための援助もある程度経済的にも考へていようですが、その基本のあり方が非常にわれわれから見ると不満足ですね。そういう点を一つもう少し、私はこれはまあ電信の機械なり、あるいは電話の機械なり、日本のすぐれた技術をもつと積極的に政府はどういうふうなやつていくのか、その点を一つ明らかにしてもらいたいのです。

それからあと、公共企業体の問題については、私はさらに質問をしますが、それと関連をして、現在の公社法第三條というものは、何回も論議になつておりますように、この二項に「郵政大臣から委託された業務」、これは新しくこれが改正になつた際に問題になりましたが、電電公社が委託による業務ということがここに四つばかり出ておりますが、これも法制定當時の精神からいふと、もちろん、国内の電気通信事業を主体に考へてゐるわけですから、國際的にそういう電電公社が乗り出すことがいふのかどうか、これは非常に疑義があるところですが、率直に申しまして、これは大泉周蔵さんの電電公社法の解説なんかを見ましてもかなり限定されてゐる様に私は思ふので、先般ベトナムの軍事通信回線の計画のときにも問題になりましたし、現在公社がパンコックに技術センターというのですか、教育センターとか何か、出張所を設けてゐるのです、こういうものについても、現在の公社法第三條からいふと非常に疑義がある。あなたの方は法制局あたりの見解を、かなり曲げたような見解をあえてよりどころ

にして、合法化しようとしておるので、これはおかしいと思ふのです。私はやっちゃいかぬというのじゃないのです。時代は伸びていくわけですから、發展をしていきますから、その間において電電公社が國際的にも協力するといふ立場に立てば、やはりこれはやるべきだと思ふのです。それであれば、やはり法的に疑義のある点は明らかになくして、堂々と協力できるような道を開いてやるのが、私は大臣の一つのとるべき政策だと思ふのです。これは公社法全体を流れる思想というのがそんなんです。私はこの拡大修正に踏み切る場合にも、先ほど大臣が答申について大体は尊重しなければならぬというお考へがあるにかかわらず、答申をされてからもう三年もたつてゐるのだが、一向に公社というものがどういふふうないくのがいかにということのはつきりしない。公共企業体という性格が國民からも、またそこに働いてゐる職員からも非常に疑義を持たれてゐる。何が公共企業であるかという非常に疑義があるのです。そういう土台をここで整理して、そして法を改正すべき点としては、組織的にも機構的にも陣容的にも、またあなたの方の自主性から見ても、思う存分にやはり民間の長所を入れて、もつと自主的な運営がやれるような道を開いてやらなければ、せつかく四十万の電話をふやそうという、そういう考へ方が出て参りまして成功しないというのが私の考へ方なんです。ですから、あなたの方には何か知らぬが、そういう本質を忘れて、そこにふたをしてしまつて、そしてただこの目先の政策だけをやっていくという、そういうことが根本的に

あることを私は非常に残念に思ふのです。ですから、その辺をもう少し私は大臣としてしっかり施策をお持ちになつて、公社法の改正も、外資導入七十二億の道を開くようなことだけでなく、それをおやりになるならば、もつと總體的な公社法の改正といふものを考へて国会に出すべきではなかつたかと私は思ふのです。これはあとで質問しますが、この三條と関連して、この技術協力ということに非常に私は疑義を持つておるのです。この点についてもこの際一つ承つておきたいと思ひます。

○國務大臣(種竹春彦) 御指摘の点は、公社が海外のそういったような問題に取り組んで海外援助をやつていくことが決して悪いことではないけれども、それならそれを、公社法を改正してやるのがよろしいのだ、堂々とやれという御意見だと存じますが、私もこれはまだ政府としての統一意見になつておりませんので何でございませうが、実は個人的には私もさうに思ひます。しかし、これはまだ私といたしましては、もつと検討をいたしたいと思つてゐます。それは公社が、そこまで海外に進出するのを公社にやつてもらつたものか、それとも、現在のうちに、公社の仕事、本来の目的に差しさわりのない程度で、頼まれたので今まで海外援助と申しますか、調査に應じたという程度のこと、それ以上のことは、たとえばアジア協力会のようなものによつてもらつたといふことがよいかという点につきまして、実は大へん答申後時間がたつておるのに、まだはつきりした結論を出さぬという、ただいまの御叱正もま

ことにござつともなことは存じますけれども、これはまた重要な問題の分岐点である存じまして、ただいまのところでは、政府といたしましては、新興国の技術協力の問題は、向こうから頼まれた場合に日本が調査には応じていく。しかし、設計など進んでやるということになりますと、公社がそこまでやっていかどうかということについて、公社法の精神から、また、条文から考えまして、相当これはよく研究してからでなければいけないんじゃないか、こういうふうなことはむしろアジア協力会のような仕事の方へまかせていく。しかもまた、電気通信の機器等の製造とか海外への売りさばきとか、海外発展の問題につきましては、これは通産省とよく協力いたしませんければ、ここの方面のことはやっていくことができませんので、通産省とよく協力いたしまして、共同調査をしてやっていくというふうな方法をとりおきますので、ただいま鈴木委員からの御指摘は、それではむしろなまぬるいんじゃないか、真に技術援助をしようという熱意があるならば、もっと積極的にやるべきじゃないかという御指摘でございまして、実は前国会におきまして、鈴木委員のその御発言は、私としては非常にこれは貴重な尊重すべき御意見だと思ひまして、個人的には何とかそういうふうにいきたいと実は考えておりましたので、さて公社を改正することになりますと、手続上から申しましても相当時間もとりますし、それに伴ひまして、今後この法律の改正の内容をなす根本問題の技術援助の問題につきまして、もつと法的にも整備する必要がある、公

社法だけを改正するんじゃないやなく、法的にももつと整備する必要がある、さようなことをもちまして、先ほど申し上げましたように、ただいま検討を進めておる段階でございまして、なお、それにつきまして、電気通信監理官が来ておりますので、具体的にはお答えしていただきたいと存じますが、鈴木委員の御意見につきましては、私も同感な点が多々あるということをお答え申し上げる次第でござい

ます。
○鈴木強君 大臣はちょっと私の趣旨を正しくとっていただけないのですがね。私はあくまでも積極的にやるべきだということじゃないのです。これはあくまでも受け身です。本来この公社法の精神を流れているのは、日本の電気通信事業をどう再建し発展させていくかということが基本ですからね。法制定当時の国会の議事録もよく調べてみたのですが、残念なことに、各条項にわたつての詳細な点が多少不明確になつてゐるのです。それで、私は法制局の当時の係官の方にもいろいろ話を聞いてみましたけれども、やはり趣旨については大体理解してゐるので、ただ、まあ法律運用というものは、そのときの情勢もありましてから、ですから必ずしもそれだけでもないかぬ。従つて、多少の拡大解釈ということはある得ると思うんで、これはは、しかし、あくまでも制定当時の精神というものは、戦後四分五裂してどうにもならなかつた電信電話事業というものを、ほんとうに必死になつて再建していかねければならぬ。それに、国有国营というふうな官僚的な運営ではまずいということで、公共企業

体が変わつたわけですね。そういうときにこの公社法が出てきて、その後運営されておるのですが、まだまだ大臣の今言つておるのうちに、国内の通信整備というところが、これは問題にならぬのですから、もつともつと馬力をかけて一生懸命にやつてもらふねと、これはもうだめなんですよ。ですから、本来の目的はそこにあるのです。ただ、そう言つても、現実には東南アジアあるいは全世界的に日本の技術水準というものは高く評価されているわけですから、日本のすぐれた機器を取り入れてやりたいというところもあるわけですね。ですから、そういうところについては、公社が本来の目的に支障のない限りにおいて、多少なりお役に立つということが考えられてくると思うんで、すね。ですから、これはもう昭和二十九年でしたか、いや、三十一年の直後に、あの例のベトナムの問題が出て参りました、その後バンコックに海外事務所を設けるということにもこれは論議になつたんです。田中角栄大臣當時に私はかなりこれを追及いたしました。その結果、彼も私の趣旨はかなり理解をしてくれました、当時公社法の改正もやるべきじゃないかということ

を個人的には言つておりましたが、長い歴史の中で私は見ております。あなたは大に就任されてまだ一年にもならぬかも知れません。ですから、そこらにギャップがあるんですね。ですから、私がこの前も言つたように、委員会で審議をされていくことについて、やはりすつと歴代大臣の懸案事項というものは引き継いでいただいで、これはまあこまかいことまでというのはいけませんでしようけれども、

少なくとも、公社経営の基本になる問題については、やはり大臣がかわられても、終始一貫それを解決する方向に熱意を持ってもらふというのが、これが行政の正しい行き方だと思いますからね。

われわれから見ると、あなたが時間的にも間に合はなかつたというふうなことを言われましたが、これは納得できないです、率直に言つて、昭和三十一年に、例の第二回目の公共企業体審議会の、あなたが言つた答申も出ておるのです、それに、国会で何回言つても、検討中だ検討中だと言つて、今日まで手がついていない。ですから、所管大臣であるあなたが、この答申をどうするかということを実際に閣議の中でやつぱり検討してもらふなければ、これは内閣のものにならぬと思うんで、すね。岸総理大臣に対して答申されておつても、これは所管大臣が本腰になつて解決をしないと、国鉄も、大蔵もそうでしょう、専断関係ですから。そういうふうな一連の今までの企業体に対する政府の考え方がどうもなまぬるくて、われわれから見ると、当然やらなきやならぬことを放置しておる。こういうふうな言われども、あなたの方は抗弁できないと思ふんです。ですから、私の言つてゐるのは、積極的

に公社がそんないろいろなことを海外まで行つてやるという余裕もないし、また、やっちゃいかぬと思う。ただ、部分的にいろいろな要請もあるでしょう、そういうものには許す限りにおいてこの第三条の精神というものを適用していくこと、これはまあこれでやむを得ないという、こういう私は精神を持っておるんですよ。ですから、そ

の際に疑義のある点は早く解消して、そうして本来の目的に支障のない限り、設計、測量、その他の問題についてできるだけの援助をしてやる。また、これは、技術援助については、通産省なりあなたなりとの協議の中で、電電公社とまた違った意味において、日本の通信メーカーが積極的に協力するような道を国策としてやつぱりやるべきだと思ふんですよ。石油の問題だつて、東南その他の海外援助については、かなり特殊な会社を設けてやつてゐるわけですよ。ですから、そういうものを国策的にやつぱり作りたいというんです。アジア通信協力会

議みたいな、何か気がねするような格好になるような、商社会社みたいな、そういうものじゃちょっとつじつまが違ふんですよ。長く続くかどうか、私は疑問を持っておりますがね。それは政府の施策がないから、やつぱり待ち切れないうののやうのが出てくる。出たもののがいかぬというならば、政府がこう行くのだという政策をお作りになられて、そうして彼らに納得させるだけの努力をせぬと、納得できぬと思うです。私はそういう意味で、技術援助については、あなたの所管でもあるのだから、通産の所管でもあるのだから、先般も私は通産大臣においでいたでいていろいろな御所見も承つておるんですよ。その趣旨は賛成しておるんですよ。ですから、アジア通信協力会にも政府から多少の補助金も出してやろうという内田政務次官の御発言がこの委員会であつたわけですよ。その目的と行かんとするところは認めておるのだ。だから、もう一步政府が国策的にこれを考えてもらいたいのが私の考

え方なんです。ですから、公社の關係と、メーカーその他の意欲というものもありませんと、これはドイツでもアメリカでもどんな技術は優秀なものを作っておりまして、日本にある技術が、ちょっと時期を誤りますと、海外市場の中では負けてしまう。チャンスがあったら、そういうチャンスを生かして、日本の産業の発展のために、また相手国の発展に協力するという立場に立って、積極的にそういう施策を打ち出さなければならぬと思う。そういった一連の基本的な政策が対外通信政策の中に出てくると私は思う。

公社でも実際に足りないと、実際にいってそうでしょう。ことしだつてそうでしょう。そういう具体的な問題の中で、なおかつ多少の人をバンコックへやつて、大使館でもやれば済むようなことを、この前行ったのです。わざわざ公社が金を使つてあそこまで人をやつておく必要がない。通信や、いろいろな研究の資料を集めるくらいのこと、これはそれぞれの大公使館、領事館にもかなり各省から行っているわけですから、そこでやつてもらえばできることです。しかしそれでもどうしてもだめだということなら、これはやはり考えなければならぬ。そういう場合にはやはりこの法律がじゃまになつてくる。じゃまになるなら、それがある程度は許しておかなければ、正面から切つて堂々と行かないでしよう。何だかうしろ暗いような気持ちで行くことは私はいかぬと思う。だからベトナムは、これは通信監理官だつておられますけれども、必ずしも政府の内部の統一した考え方をすつきりまとめてやつたものじゃないですよ。あれは。

それは大臣の個人的なお話の中でもよく私は知っておりまして、意識の不統一があつて、法制局あたりの意見も聞いて、まあいいだろうというところでスタートしたという、これは歴史が物語っている。そういうやはり不統一が暴露されたということも、大事な郵政省自体がその政策についてもう少し理解させるようなことをやらぬから、そういうことが出てくるのです。もうちょっと私は本腰を入れて、通信政策というものに対して政府が努力をしてほしいと思う。そういう意味において私は三条というものを今ここに出してきている。大臣答弁に困るでしょう。また検討されてくれと言うのですか、それも。

それは大臣の個人的なお話の中でもよく私は知っておりまして、意識の不統一があつて、法制局あたりの意見も聞いて、まあいいだろうというところでスタートしたという、これは歴史が物語っている。そういうやはり不統一が暴露されたということも、大事な郵政省自体がその政策についてもう少し理解させるようなことをやらぬから、そういうことが出てくるのです。もうちょっと私は本腰を入れて、通信政策というものに対して政府が努力をしてほしいと思う。そういう意味において私は三条というものを今ここに出してきている。大臣答弁に困るでしょう。また検討されてくれと言うのですか、それも。

○国務大臣(植竹春彦君) まことに貴重な御意見を拝聴したわけでありまして、これは積極的に総合施策の策定をまとめ上げる所存であることを明確にお答え申し上げます。

○鈴木強君 監理官、さっきの私の質問残っているやつを一つ答弁して下さい。

○政府委員(松田英一君) 御質問は、最初短波通信の将来と関連しての国際通信網の問題でございまして、短波通信に使用できます周波数は、実はまあ非常に何と申しますか、込み入つていてと申しますか、周波数の利用が困難な面でございます。まあ現在使つております周波数というものを極力能率的に使つて、幾らかでもふやしていこうというところで、若干ずつの増加は可能なんでございましてけれども、これを大幅にふやすということは非常に困難な情勢にあるわけでありまして、そこでこれに對しましていろいろと技術的な解決の方策というものを考えまして、

たとえば無線の面につきましては、あるいは散乱波通信とか、あるいは超短波通信とか、いろいろなものも検討されておりますが、また逐次これが実用化にも努められておりますけれども、現在通信の質とそれから量ということも考えましたときに、世界的に今非常に海底同軸ケーブルというものの利用に着目されて、アメリカ、ヨーロッパの大陸の間にはこれがどんどん整備されてきておる状況でございまして、また太平洋方面に對しまして、それが逐次伸びてきつたものと、これが逐次伸びてきつたものと、波通信と申しますものは非常に便利でございまして、また、ケーブルを利用するといつたにしても、これがあるいは場合によつては故障が起きるといふことも現実の事態として例もございまして、そういう場合に処するための予備通信路としては短波通信路というものにはぜひ残していかなければならぬし、また、その意味で将来もこれに對しての検討というものは続けなければならぬわけですから、さしむき、これからどんどんふえて参ります通信の量に、あるいは質に對応しますために、やはり海底同軸ケーブルの面が伸びていかなければならないというところが現在の事情でございまして、それで、第二の問題とも関連するわけでございますが、第二に戦前の状況と現在の状況とはどうかということもございまして、まあ確かに戦前の状態と戦後の状態とやや国際的な情勢が變つてはおりますが、全体としてしまして、すでに現在の国際電報の進んでいると言つていいじゃないかと

思います。と申しますのは、戦前はもっぱら普通の電報あるいは電話あたりであつたわけでございますが、戦後におきましては、それ以外に加入電信、テレックスといつておりますが、世界的にそれが非常に発達して参りました。その面での通信がどんどん伸びつつある。また通信路もその通信路がどんどん開けてきているところから申しまして、大体現在の日本の国際通信は、今の状況としてはそんなにひどく御迷惑をかけている状況ではないと考えられますので、その面においては、昔と今と比べて、通信路の数あるいは通信路の質ということにつきましては、従来よりもすぐれておりますが、とにかく、そのときの海外通信の需要に對してそんなにひどく迷惑をかけていないという状況では、昔も今もそう變つていないところまで今努力して持つて参つておるといふふうに私も考えておる次第でござい

それから技術援助の問題につきましては、まあ、ただいま大臣からお答え申し上げましたところで、私からよけいなことを言わなくてもいいかと思いますが、現在まで私も考えております。したところは、とにかく技術協力問題というものは、相手国との密接な協力というものが、必要でございまして、そのためにいろいろと起つて参ります基礎的な問題の解決というところに、今まで私もはむし力をつけて参りまして、たとえば国際電氣通信連合における活躍もその一翼になるし、また各国に日本の事情をもつて見てもう、あるいは各国の留学生を日本で受け入れて、その教育に力を尽くすと

いうような点に主として力を注いで参つて、これから今後、先生のおっしゃつたように、われわれとしてはさらに一歩を進めて努力をして参らなければならぬというふうに考えておるといふ段階であることを御説明申し上げまして、それでよろしうございましょうか……

○鈴木強君 戦前と比べて現在の海外通信網というのはかなり整備されてきておると思うのですが、具体的に戦前の各国と日本の間に持たれておつた国際ルートですね、これは完全に復旧しておりますか、共産圏を含めて全部……

○政府委員(松田英一君) やや戦後世界の傾向が少し變つて参りましたので、そのまゝ全部というわけではございませんけれども、ほとんど戦前において持つておりましたところのルートは回復いたしておりますし、また、それが回復いたしておりますところでも、それは最近のいろいろな通信連絡の状況あるいは通信路の性質等から考えまして、その直接のルートは回復しなくても、その近くにある別のルートから中継してそれに持つて参るといふうなことで十分に事が足りるし、またその方がより能率的であるというふうな形になつておりますので、実際の通信に對する状況としては、戦前の状況はすでに回復しておるといふふうに私も考えております。

○鈴木強君 ちよつと今対米、対欧、それから対東南アジアですね。このルートは戦前幾つあつて、今幾つになつていますか。

それからもう一つ聞きたいのは、国際通信がKDDに移管されてからの電

報の送達時分ですね、各国との、それからその誤謬率、そういったものは戦前に比べてどうですか。戦前といいますが、その会社移行前に比べてかなりうまくいっておりますか。

○政府委員(松田英一君) ちよっと手元に戦前の資料を持っておりませんので、比較表をちよっと調べて参りますから、しばらくお待ちをいただきます。と思います、大体戦前と通信路の数、それから経過時分等の問題につきましても、決して悪くはなっていないというふうに私考えております。

○鈴木強君(こ)では抽象論ではちよっと困るのです。私は、だから、具体的に戦前何ルートあつて、戦後はどれだけのルートが復活して、残っているところはどこで、でもし残っているところにはどういうルートで行くというところを正確に資料で示してもらいたい。それから誤謬率とスピード率です。その時間はどうなっているか、会社になった前とあとでどうなっているか、それを一つ具体的に資料を出して下さい。これはもう委員長、きのうも国際通信政策で私は、去年の九月からのこれは懸案事項で、今になつても答弁ができないことではこれは困るんですよ。委員長から注意をして下さいね。

○委員(柴田栄君) これは至急具体的な資料、整備いただけませんか。

○政府委員(松田英一君) すぐ調べます。

○委員(柴田栄君) 促進のために、ぜひ一つなるべく必要な資料を整備をいただきたいと思ひます。

○鈴木強君(こ)さん書類を持っています。のだから、あの中にあるのだ。○政府委員(松田英一君) 山が当たり

ませんでした。(笑聲)
○鈴木強君(こ)これは一つ時間のロスです。から、本来は質問できないのだけれどもね、まあ一つ促進する意味で続けますが、そういうことは非常に困るのですよ。もうと国会に親切な、山なにかかけないで、どんなことを質問されても答弁できるようにやはり勉強しておいて下さい。

それからデリンジャー現象というのが最近非常に多くなっているのですが、過去十年間にデリンジャー現象で何時間通信ができなかったか、これも一つ。

○政府委員(松田英一君) それは……。

○鈴木強君(こ)これも山が当たらないか。それじゃ委員長、それはちよっと保留しておきまして、公企体のあり方でもう少し大臣に聞きたいのですが、あなたはさっきの一年越しの答弁で、大体において尊重すべきだということなんですかね、これは公社設置の基本的な拘束予算の撤廃、決算主義に移行するということ、それから利益の公平な分配、それから執行機関の強化、こういうような大体四つに分かれた答申の内容ですがね、これを今あなた、直さなければ公社の経営がうまくいかぬというふうに思っておるんですか。大いに尊重するということ、は、そういうことだと私は思うのです。もう少し明確に説明してもらいたいです。

○国務大臣(植竹春彦君) 執行機関の強化ということは、私はもつとさらに検討しなければ、最終答弁は申し上げられないのですが、現在ではどうもというように思ひます。それから監

督、郵政大臣の専管ということにつきましては、これはやはり財政関係の問題は、今の行政機構から申しまして、全部郵政大臣とばかりにもいいかないじゃないか、それはまあ郵政大臣の専管にまかして下さい。これは申し上げるまでもないのでありますが、全体から考えますと、これについてはもう少し検討を要する点があると思ひます。それから利益の配分の三者均てんの問題につきましては、これはむしろこのころ、こういうふうにある、さうやうに考えております。答申のようになつております。しかしその具体的な問題につきましては、むしろもつと突っ込んで結論を出すべきであるというふうに思ひます。

それから国会議決を要しないようにするということにつきましては、これは先ほど答弁申し上げましたように、もつと掘り下げて突っ込んで、いろいろな監督権限の移行問題、行管の検査、いろいろな問題を重複しないやうにやつて、やはりこの国会の議決ということにつきましては、どうしても必要じゃないかと思ひます。しかしなおこれはもつと掘り下げて研究いたします。それから監理委員会を総理府に設置いたしまして、内閣総理大臣及び関係大臣に対しては、報告並びに報告を行なうというふうなことにつきましては、これも今の行政機構全体とらみ合わせまして、私としてはもつと研究、今すぐここで結論を出しますこととはまだちよっと早いように思ひます。それから、関係各官庁とも連絡をとつて検討を進めて参りたい。

それから全体の総結論といたしまし

て、公共性と企業性の問題、まあ自主性を確立強化するということは、結局企業性を強化するということがなろうかと思ひますが、企業性を強化するためには自主的にやらなければならない、企業をなかなか強化できませんので、企業性と自主性とはこれは両方相待つてやつていく問題であらうと思ひます。これはまたもつと自主性を強化して、自主性を強化するやうな方法について、御答申全部がそういう方向について、御答申だと思つたわけでありまして、まあ以上一つ一つを拾ひ上げて答弁するのであります。

公共企業体そのものの検討ということになります。やはり三公社、あるいはまた五現業につきまして、それぞれの特徴がございまして、ある公共企業体はもつと自主的にやるべきで、また他の公共企業体については現状でけっこうだとか、それからまた、公共企業体に働く人たちの職業権の問題とか、いろいろ問題点があるわけでありまして、それから、公共企業体の性格から割り出してくる将来の組織運営の仕方というところにつきましては、これは公共企業体全体として検討していくのはいささかどうであらうか。やはり各公共企業体別にこれを検討していった方がいいだろう。そういうふうな考へておられますので、電電公社につきましては、他の三公社等はむしろ参考になることは申すまでもないこととございしますが、電電公社の本来の性格というところに基づきまして、この問題につきましても総合的に施策をまとめ上げていく。これはただその場のがれ

の答弁では——今までその場のがれの答弁をやつたことはいつもありでありますが、ことに、この問題につきましては、鈴木さんの御指摘の通り、これはずいぶん時間もたつておりますので、私といたしましても十分に検討いたす所存でございします。

○鈴木強君(こ)これは昨年の九月二十何日かに、私がこの委員会でも質問をして、非常に大事ななかめでございますから、私は大臣に強く、公共企業体のこの経路に対して検討していただきたいという意味において質問したのでありますが、あなたは答弁を保留されて今日に至つておりますが、一年間何をやつていたのかさっぱり私にはわからないので、それならそれらしく、さっきの御答弁は大体において尊重すべきものであるが、多少検討すべきところもあるというやうな御意見であつたから私は質問したのである。聞いてみると、個々にわたつて、これもどうもまずい、これもまずい、一つも趣旨を尊重しようという気がないやうな感じがする。だから結論的にもつと端的に聞きますが、現在の公社法上欠陥があると認めておるのか、ないかと認めておるのか、これをはつきりして下さい。

○国務大臣(植竹春彦君) あると考へております。私は、こういう点が悪い、ああいう点が悪い、これもだめだ、あれもだめだという意味でお話ししたのではございしません。この全部をそのままに政府の立場で全部を認め、これでもって公共企業体を答申通りに改めるというところにつきまして、まだ政府としては、もつと掘り下げていきたいという点があるのだというところを申し上げましたので、これを

大体においてこの趣旨はむろんのこと、けつこうな趣旨でございすので、決してこれを否定する意味で申したのではない。まだ検討する必要なものが残されておまして、その検討の結果がまだ出ていないという意味のことを申し上げたつもりでございす。その意味にどうぞ御了解をお願いいたします。

○鈴木強君 検討々々と言つて、あなたはいつも検討で逃げちゃう。だから、きょうあたりの答弁は、少なくとも四つの具体的な項目をあげてあなたが御答弁なさるのでしたら、たとえば執行機関の強化については、現状においてはここが不備である。従つてこの点だけは直さなければならぬというふうにはつきり答弁してもらいたい。それから利益の配分についても三者が、公平というか、均衡的な配分をすべしということについても、現在の公社の利益から見て、しかも負担法を出そうというときになって、従業員の待遇から見て、これはどういうふうにするのかというのをあなたは検討したはずで。それでここが悪い、私はここはいいと思いますが、こうしなければならぬ、こういうふうによつてもらいたいし、それから公社拘束予算制度の撤廃についても大きな問題ですよ。監理委員会の関係があるから、しからば監理委員会の設置についてはこういう点がまずいと思う。従つてこの点はこうしなければならぬ、公社拘束予算制度の撤廃、その点はこうだ、それを大体どうするのだ、こまでくれば、もっと具体的にあなたの結論がある程度私は入れたものが答弁されてしかるべき

だと思ひます。何のために一年間答弁を保留して検討しているのですか。まだ今になつても検討すると言つて、じゃ、いつ掘り下げて、どこまで掘り下げるか知りませんが、どこまで掘り下げて、これに対するある程度の大臣の考え方は出てくるのですか、あまりにも不親切じゃないですか。公共企業経営体の中に不備があると認めた以上は、その不備を直すべきですよ。今度は、その不備の改正を出しているじゃないですか。この暫定措置法にしても、基本を流れる趣旨はやはりこれに関連してある。だから、そういうものをやはり悪い点は直していくという思想に立つて、公共企業体を考えられた上に立つて、そうして第二次五カ年計画を拡大推進していったらいい、国民の期待に沿つていけるかどうかというのを総合的に判断しなければならぬ。せつかく三十五年度も、もちろん四十七年度までの長期にわたるものは多少変更はあるかもしれないけれども、具体的に今年の四月からやる予算について提案されておる。それについても政府の資金というものが二百十二億というものがたつた八十億に切られておる。七十二億の外債を持つてきて八十億と言つておられますが、せめて三十五年度まで公社が要求をし、やはり皆さんも相談されて、これだけやらなければ、四十七年度までには需要供給がとれない状況、バランスがとれないければならぬというせつぱつた中で、真剣によく考えた上で出した予算というものが現にくずれていっておる。だから、その根本というものが私はないからだと思ひます。率直に言つて、政府がどれだけ電気通信事業

をほんとうに閣内で真剣に討論してくれましたか、出てきた予算を説明されて大蔵省にすぐ出すという、そんな不見識な内閣であつては私はおかしいと思ひます。抽象論ではない。もうこまでくれば、公社の第二次五カ年計画を拡大修正するというのを約束した以上は、それが実現しなかつたならばあなたの重大責任ですよ。そうでしょう。悪いことをそのままにしておいて、そうしてその上にものを作ろうとするから、土台がないところに家を作るからつづれるのでしょう。あなたが公共企業体については私は現状でいいです、こう言うなら話は別だ、悪いというならば、そうじゃなくて、もっと明確にどこが悪い、この点はこうしたいということをはつきり言うべきじゃないですか。あなたは今現実にとどこが不備だと思つておられますか。この前の経営委員会の委員長の話を聞いても、経営委員会というものがあつたのだ、そのスタッフによつて不審の調査研究をして、民間のいいところを入れて、経営者諸君から出てきたものに対して、ある程度ぶつかることもあるでしょう。経営委員会として、独自の立場で調査研究した、これがいいと思ひます。こうしなければならぬ。企業体の中に民間のいいところを入れるには、やはり公共企業体、お役人さんの考え方と民間の考え方は違ふのだから、そこに公共企業体の妙味があるのではありません。経営委員会がまずければ、それで経営委員会にてこ入れして、手足になるスタッフもそろえてやるべきですよ。監事が二人ふえても、監事の答弁をこで聞けば、まるつきり手足がない、そんなもので監事を作つたはずは

ない。あつちへ行つたり、こつちへ行つたりして聞いて、そういう監事を作る必要はない。すべてが尻切れトンボだ。そういう公共企業体の不備欠陥がわかつておつたら、それをもつとせんと詰めて、そうして解決するという具体的な案を私はこではつきり言つてもらいたいと思ひます。それがまだできていないというなら話は別ですよ。

○國務大臣(植竹善彦君) その監事のことにつきましても、前国会で御指摘がございましたのを明確に記憶いたしておられます。その他の点につきましても御指摘がありましたわけでありましてからでない、常任委員会におきまして御答弁申し上げるまでの実は段階になつておられませんものだから、その点は大へんのろいという御指摘についてはまことに何とも答弁の申し上げようもない、恐縮なものであります。が、いかにもこれは私たちとしては大きな大切な問題でありますので、御答弁申し上げるからには確たる答弁内容が、結論がかたまらなかつたから答弁にさしていただきたいと思います。たとえば党の相当な機関にもまだ語つていないような段階でございすので、いましばらく御猶余願ひたいとお願ひ申し上げます。

○鈴木強君 まあ、政党政治ですから、党に十分連絡をとることは、これは私はしかるべきだと思ひます。だけれども、あなたのおやりになつておることを見ると、たとえばカラーテレビになると——これは問題がはづれるかもしれない、これは言わざるを得ない。そういう問題について、じゃ与党の諸君とどれだけ意思統一してやつたのですか。私が予算委員会でも聞いても、あえてそれして答弁してくれなかつた。今度こうなると、与党の諸君と十分連絡してからでないと言えないと、まことにやかに言われる。それはあなたは相談するのが正しいですよ。少なくとも与党の諸君くらいには、どういう角度であつても、十分連絡をとるし、また野党といへども、われわれは数は少ないのですが、やがて政権をとろうという政党なんだから、だから特に通信委員会なんかは、もうほとんど物事は超党派的にどうしたらいいかということでもって悩みながらやつていふのですから、もう少し親切に、委員会に対してもあなたの経過的な考え方でも、時には一つ、われわれから発言を求めない先に、これはこうなつていふ、ああなつていふくらいのことを親切に委員会に相談してもしかるべきだと思ひます。そうして相談しておやりになれば、物事はうまくいくのですよ。そうじゃないのですか。私は言いたくないのですよ。しかし、どうも見ておると、自分の都合のいいときには与党に相談する、悪いときには自分の独断でやつて、行政権だと突っぱねるようなやり方は、實際許せないのですよ。率直に言つて。人間ですから百が百うまいくとは思ひません。どんなに神様でも間違ひがあるのですから、私は努力をしてみて、その足りない点は追及しようと思ひます。

今度の第二次五カ年計画だつて、われわれにどれだけ相談したのですか。われわれは党の立場から、第二次五カ年計画を策定して、あなたにも見せている。これに対してどうだ、ここはこ

うだという親切な相談があったのですか。あれは野党が勝手なことをぬかしているというふうにとったか、私は知りませんが、その配慮が一つもないじゃないですか。私たちは決して無理なことをこの事業に關する限りは言っているはずはないのです。どうしたら今の電話というものが早く安くなるか、そうしてその企業体というものの妙味がどうしたらいかせるか、その一点にしばって言っているのですから、これはおそれなく、大臣のお考えと差異はないと思うのだ。そうであるならば、そのやり方についてはいろいろ問題もあるでしょう。しかし、そういう点については、わが党の方が無理であれば、これはちよつと無理じゃないか、そういうことも言ってくれてもいいと思います。政治政治らしく、野党であらうと、与党であらうと、もう少しこの委員会に対する責任というものをあなたに感じて、そうしてわれわれの意見も大いに尊重するとか、尊重してもらえれば、こういう議論はなくて済むと思うのです。委員会についても、これは電電公社の場合もそうですよ、郵政省だってそうですよ。平素どれだけの接触をわれわれと保っていますか。そうして一大事になれば頼みになる。ふだん政党に対してどれだけの配慮をしてやっているのですか。そこらにやっぱ基本的には私はあると思うのですよ。不備だというものを認めておいても、一年もかかってまだその不備がはつきりこで言えない。それを直そうというこで言えない。まだ検討さしてくれ、そんな人をばかにした国会の運営はありませんよ。そういうことだから、わしらのようなあまり怒らな

ようなやさしい人間でも、時にはやっぱ大臣に対して文句言わなければならぬようになるのですよ。私は決して無理なことを大臣に要求しているとは考えておりません。そんなことじゃ第二次五カ年計画の拡大修正、そうしてその暫定措置法をこに出して、われわれに審議してくれと言ったって、その土台になる不備の点が何も解決せられないでいて、それを審議せよと言つても、簡単には審議には応じられませんか。あなたは責任を感じているのですかね、そういう点を。私は了解に苦しむのですよ。そんな不備な点をあなたはいつまでに検討して、そうして公社法の改正が必要であれば、いつ出すのですか、これは、まず、どこが悪いと思うのですか、その点を一つ、今の公社経営というものの中で、どこが不備だと思うのですか。それを具体的に言つて下さい。○國務大臣(植竹春彦) その点にきましても、先ほど申し上げましたように、今の公社の機構の問題については、おおむねいいとは申し上げましたが、むろんこれで完全なものだとは思つておりません。先ほど御指摘のあったように、ただし、その監事の問題一つあげても、その手足が足りないという御指摘も前からいただいておりますので、ただ、直すべき点、は、むろんあると考えておりますが、今こで一つ一つにつきまして、公社のどういふ点がいい悪いということを申し上げますまでは、やはりしるべき機関に諮ります、こういう点を直したいと思うから、こういう点についてはどうだと、よく役所の打ちあけでも、また各党のそれぞれの機関へも

説明に伺い、それからまた御意見も伺つて、それから具体的に述べさせていだきたいと思つたので、時間的に御猶予いただきたいと思つた。○鈴木強君 まあ非常に、大臣の今までのずつと検討されてきておる段階では、ほんとに真剣にこの公共企業体というものを對して取り組んで、これを改善し、国民の期待に沿うようにこの事業を持つていこうという努力のあとが、残念ながら私には理解できない。端的に言つてそうです。それなら大臣、そんな一々やれないというのなら、もうつべこべ言わぬで、全部公社にまかしたらどうですか、それは。私はどうも、やるやると言うから、こつちが期待していれば、全然期待はずれになつてしまふ、いつまで待つておつたらいいのかと聞いても、まだそれはいつのことかわからぬというようなことであつて、それなら電電公社はどつちへ向いていけばいいのですか、それは。○國務大臣(植竹春彦) 公共企業体のあり方につきましては、いろいろな議論が世間にもあり、また新聞その他の言論機関で、ずいぶん印刷物も出ておりますし、私も、ことに三公社の問題につきましては、それぞれ勉強の途中でござりますが、とにかく、まあ特に個人的な考えはござります。おのおの個人的な考えはござります。たとえば、もっと民営に近づけていくべきか、むしろ官業にもっと近づけていくべきか、そのかわり、働く者の職業権をどういふふうにやつていこう、いろいろな議論があることも承知いたしております。自分もまたこれについて考

今日のように、私が行政の監督者という立場になりますと、やはり個人的意見でこで申し上げることはどうかと思つた、それからまた、ことに具体的にどの点はどういうことにつまみましては、役所の中の考え方の固まつただけでは、ちよつと答弁を差し控えていただきたいと思います。それから、御猶予をいただきたいと思います。それから時期につきましては、いつまでという時期につきましては、この問題もござりますし、それからまだ有線放送の問題もありまして、NHKの問題とか郵便の料金の問題とか、いろいろな郵政関係の重要問題が確かに未解決で、まだ山積いたしておることでございます。で、この重要法案が大体通過いたしましたら、さつそくに、今まで役所の方でそれぞれの係でもつて検討して参りましたことをまとめ上げて、そうしてまた各党に説明にも上がります。それでこの委員会にも発表する段取りもこようかと、大体そういうふうな目標を置いて仕事を進めて参る所存でございます。○鈴木強君 これは本末転倒もはなはだしいですよ。あなたは、この暫定措置法を通してもらつてから公社の不備欠陥を直すのだ、何を言っているのですか。私たちはこの法案を審議する前提として、公社法の行き方をどうするかというのを聞いています。それが出なければこの法案は審議できないのですよ。私は端的に言えばそう思つていふのです。まずその公社法の不備欠陥を是正した上立つて、この拡充五カ年計画が、この暫定措置法によつてうまくいくのかどうなのか、長期の見通しについても、資金計画について

も、あるいはそこに働く職員の問題についても、公社の経営者の独自性と自主性の問題についても、あらゆる問題がひつからんでいふのですよ。そういうものを整備して、この拡充五カ年計画がほんとに国民の期待に沿うようにやるために、全体としてこういうものを整備して下さいというのが私のもの。終始一貫した主張なんです。それを、わしらの言うのは全然たな上げして、まずこれを通してくれ、通した上で検討する、そんなばかな話はない。私は、あなたにいつまで待つておつてもしょうがないから、与党の諸君ともよく相談をして、議員の立場に立つて公社法の全般的な改正を提案します。それでなかつたら、この法律は率直に言つて通せんべい。一生懸命にやつて、あなたの方に何とかさういふ態勢だけでもこの際出してもらつて、そして将来、次の国会なら国会に、こういう基本線をやりますと、そうしてとりあえずこれでやつてもらつて、追いつくようにしますと、こつち言うなら、まだ多少、おくれしておるけれども、話はわかる。ところが、検討すると言つたつて、あなたはいつ検討するの、ちつとも目安がわからないでしよう。おそろく来年はあなたはおやめになつて、「ことしだ」と呼ぶ者あり。ことしか、どうでもいいですけれども、おやめになつて、また次の大臣があとへ来て、私は責任は負わないというやうなことを言われたのでは、あまりに無責任だ。こういうものをあなたの責任において国会に提案する限りは、公社法の不備を認める限りは、それをなげ直さぬか。直した上立つてこつちうものを出すのなら、わしらは一日でも

通して上げます。その全体の問題を検討して、いつになるかわからぬというようなことでは、審議ができないから、これは一つ与党の皆さんにも協力してもらって、公社法の不備欠陥は、私は大体資料はできておりますから、いつでも出せるし、それを出してから、さらに審議しましょう。

○国務大臣(植竹春彦君) この点につ
きましては、どうも鈴木委員と私たち
との見解が違うと思いますのですが、
私といたしましては、現在の機構のま
までも、この拡充法案をお通し願いま
すれば、この拡充法案に現われました

んと仕事を進めて参ると、そういう所存でございますので、何とぞその点御協力を賜わらんことをお願いいたします。

○委員長(柴田栄君) それでは、本案に対しまする質疑は、午前中はこの程度にとどめたいと存じます。午後は三時から再開したいと存じます。

これにて休憩いたします。
午後零時四分休憩
午後四時八分開会
委員長(柴田栄寿) ただいまより再開いたします。

電信電話設備の拡充のための暫定措置に関する法律案を議題といたします。

午前中に引き続き質疑のある方は御質疑を願います。

○政府委員(松田英一君) 午前中御指摘を受けました事柄につきまして、実は詳細な資料がまだ整いませんので、一応概数と申しますか、全体を取りまとめた数字だけをここで申し上げさせていただきます、あとはまた別に

申し上げさせていただきます。電信回線につきまして、戦前、つまり昭和十六年の八月と昭和三十五年の一月と比較して申し上げますが、対米回線につきましては、戦前が八回線でありましたのが、現在四十三回線、対ヨーロッパ

パ回線につきましては十九回線でございますが、二十二回線、それから対アジア関係におきましては十三回線、対オーストラリア関係が一回線、二回線になっておりまして、合計いたしました。

て四十一回線が百五回線になっており
ます。
電話につきましては、同じく十六年

の八月と昭和三十五年の一月と比較いたしましたして、対米関係が四回線が十三回線、対欧関係がございませんでしたのが、現在五回線できております。それから対アジア回線が六回線が二十三回線、オーストラリヤの回線が五回線が一回線ということで、合計十五回線が四十二回線になっております。

それから写真電信であります、これがやはり同じ時期をとりまして、対米關係が一回線が三回線、対ヨーロッパ回線が二回線が八回線、対アジア回線がございましてのが十二回線ということで、合計三回線が二十三回

以上、總計いたしますと、戦前には五十九回線でありましたものが百七十回線になっております。対地別の詳細のものはちょっと間に合いませんので、これは別に御説明申し上げますたいと

思います。

それから国際電報の誤譯率でござ
います。これは非常によくありません
て昭和十二年を申し上げますと昭和
十二年は二万三五千三十三字であり
ましたが、それがその後ちょっと悪くな

りまして、十六年ころには九・五くらいになっておりまして、それから終戦後は、当初の方は非常に悪くて、たとえば二十一年は二十一字でございましたが、それがその後逐次よくなりましたが、最近におきましては、二十八年で

申しますと四・七字、その後非常によくなりまして、二十九年は二・七字、三十年は二・六字、三十一年は二・三字、三十二年が二・二字、三十三年が一・七字、三十四年が一・一字というふうに非常によくなっております。

は、実は十年前ごろまではちょっと資料がございまして、一九五五年からの資料しかないのでございますが、それで件数と障害時間を申し上げます。一九五六年が、件数が三件でございます、四十七分でございます。五六年には二十一件でございます、時間が二十一時間九分、五七年には四十六件

でございまして、二十六時四十八分、五八年には五十六件でございまして三十七時四十九分、五九年には四十六件で二十五時間でございしますが、ほかの点につきましてはあとのこまかいことはちょっとまだ整いませんので、

別途御説明申し上げたいと思います。

○鈴木強君 松田さんね、最初の戦前と戦後に比べて回線数がふえておりますが、地域別といいますか、国別に見た場合ですね、戦前通信回線があったところがないところはないわけ

です、ね、そこまでわかりませんか。
○政府委員(松田英一君) その点は、前にありまして、——これ午前中にもちょっと申し上げましたが、前にございまして、戦後はその直通回線をやめて、別の中継でもって間に合っている。

それで状態もそんなに悪くないというふうなところがございますので、その辺の事情は、詳細にまだ整いませんで、別にまた御説明申し上げます。

○鈴木強君 総体的に今の短波無線によつて国際通信をやる場合に、周波

数その他の割当からいって、行く行く頭打ちになるということは見通しとして言えるわけです。

○政府委員（松田英一君） さようでございます。

○鈴木強君 そうしますと、このデリ

ンジャー現象等見ましても、かなり最

どちらとも見当つきかねているわけですから、ごさいいます。

その原因の一つといたしまして、私どもの考えておりますのは、加入電話がふえたり、あるいは加入電信、専用線がふえますと、その方に電報通信が吸収されるのであらうと、一般的に考えてはおりますけれども、同時に、加入電話がふえますと、電話によって、電報を発信することが非常にやさしくなりまして、最近では電報発信の五二％というものが、自宅から電話によって発信されております。これは、この数年間私どもが努力しまして、電話で電報を打つてもあらうと非常に便利だとい

ことである。電話がふえていくこと
 によって、今まで電報局まで行かなければ電報が打てないあるいは郵便局まで行かなければ打てないという関係にあった人たちが自分の家から、いながらにして打てるということになったというようなことも、あるいは原因としてあるかと存じますが、この年代まで話のころ、そのように、この年間電話が

たけれども、電報そのものは増減なしに進んでおりまして、ただいま御指摘のように長期的に見まして、四十七年度あたりを見通しますときに、このままの情勢でいくかどうかということについては、私も必ずしも確たる見通しはしかねますが、まずまず多少の影響増減はありまして、そう大きな影響はないのじゃないだろうかというふう

それから加入電信と専用電信の見通しにつきましてでございますが、加入電信は、将来の電信の経営改善と言

いますか、一般の方々の利用の方面から言いましても、非常に有望なものという前提のもとに、今回の第二次五カ年計画におきましても、また長期の計画の構想の中におきましても、この問題を非常に大きく、公社としては取り上げていられるべきでございまして、三十七年度末には約四千、四十七年度末には約一万五千になるであろう。そのようにわれわれも努力をして、これが普及をはかりたいという予定になっております。専用電信の方も、最近非常に需要が増加いたしまして、御承知の、いろいろな事務の機械化、——DP方式の採用等に関連いたしまして、非常な勢いで進展してございまして、現在のところ、予定では四十七年度におきましては、現在の三倍以上の、約九千回線くらいになるであろうという予定になっております。それらを含めまして、収支の見通しはどうだろうかという御質問でございます。

この問題につきましては、いろいろと、将来変化があるものと考えられまして、特に支出の面におきましては、いろいろ人件費、物件費等の変化が予想されますので、あまり確たる数字は申し上げかねるのでございしますが、私の方の各局が、一応の見通しとして持っておりますのは、現在の料金制度で、ずっと今申し上げましたような、電報の方では、あまり増減ないものとし、加入電信においては一万五千くらいにふえるであろう、専用電信も、市内、市外両方含めまして、約九千回線になるであろうという見通しを立てますと、電報の収入が、四十七年度ごろには、約八十億円くらいになり、加入電信が約六十億円くらい、専用電信

が五十億円くらいで、計百九十億くらいになるであろう。

これに対応した支出の面でございますが、これは、なかなか経費の分計が困難な点がございします。し、はつきりしたこともなかなかつかねるのでございします。現在われわれが計算いたしておりますのは、電報関係として約三百五十二億くらい、加入電信関係として五十四億、専用電信四十一億、計四百四十七億くらいになるであろう。

従って、全体としての収支の関係は、収入百九十億に對しまして、支出四百四十七億、収支率約二三五%くらいになりはせぬだろうか。これを最近の状況の、三十三年度の実績と對比いたしますと、収入が百三億、支出が二百二十七億、収支率二一九%に對しまして、先ほどの数字でございします。先ほどに収支率は悪化いたしました。それが、電信事業全体としましては、そう極端に悪くはならぬであろう。これは結局、電報事業としては、非常に収支率は悪化いたしますけれども、加入電信と専用電信の発展によりまして、総合的に電信事業全体としては、そう極端に悪くならぬであろうというようない一応の見通しを現在持っております。

○鈴木強君 現在の収支率から見て、少なくとも二〇%以上が悪くなっているわけですね、見通しとして。その間、料金制度について、何かお考えになっておるのですか。依然として現状のまま、電話に依存してやっていると、こういう御方針でございませうか。

○説明員(山下武君) この点は、実は、一般電報の収支率は、現在よりもむしろ悪化の傾向にあると思われ、公社においてもいろいろ検討して、おるわけでございます。電報の利用者は、非常に国民各層にわたっておりまして、いわゆる公益性が非常に強い。ために、この料金の改正、値上げとしても非常に慎重に、いろいろ検討しております。今度の段階で、今の段階で料金を値上げするかどうかというふうなことに、検討の段階であるというより、仕方ございせんが、公社の考え方としては、なるべく電信も、収支の関係を改善しなければならぬ。しかし、電話事業と電信事業を両者総合経営してあります関係上、また電話事業と電信事業の利用者の性格等から見まして、電信におきまして、ある程度の赤字ができて、それを電話事業の収益に充ててカバーするということが、やむを得ないのじゃないだろうか。

ただ、現状並びに長期に見通しましたときに、現在の料金制度のままで進みますと、通数に増減がなければ、収入の額においても、将来ずっと現状のままでいきます。これに反しまして、支出の方は、人件費、物件費等、漸増の傾向にあります。現在、現在でさえも、電報事業は相当な赤字を出しているのが、ますますふえていくようなことになると思われ、適当な機会に、ある程度料金の問題に關して、改善するような時期があるんじゃないか、そうしてふやさない、いけぬじゃないかというふうな考えで、おるわけでございますけれども、現在の段階で、具体的に、どのようにするというようなところは、まだ検討中でございます。

○鈴木強君 各国の電信料金制度というの、どういふふうになっておるのか。日本のように画一的な料金を課している国と、帯域制をとっている国とあると思うのでありますが、これはおまな国との比較は、どんなになっておりますか。ちょっと知らしてもらいたい。

○説明員(山下武君) あまり詳しくは存じませんが、アメリカ等の例を申しますと、距離によりまして、国内電報も相当の差を設けてございします。ヨーロッパにおいても、そういうふうな、距離によって、いわば帯域的な料金制度をとっている所が相当多いと聞いております。今ここにあまり各国の具体的な資料を持っておりませんが、別途提出したいと思っております。

○鈴木強君 總裁に伺いますが、電話等の技術については、かなり各国の事情の調査観察に公社からも行かれて、おると思うのですが、そういう際に、せっかく行くんですから、ただ電話だけではない、電信の事情はどうかという点も、観察されていると思うのですが、それにしても、やっぱり、もちはもち屋で、電信、電話というものは、多少違いますが、それぞれ専門的の立場に立つて見る場合に、持ち帰ってくる報告にしても、多少違うと思いたすかね。だから今も、料金制度はどうなっているか、具体的に資料があるのかないのかわかりませんが、別途説明するということだから、あるならば示してもらいたいと思うのです。

日本の電信事業というものは、私の把握する限りにおいては、その他の国に比べて、スピードの点においても、あるいは誤謬率の点においても、負けていないと思う。しかも、全国すみずみまで、電信網というのが長い歴史の中で発展している国だと思っております。だから、そういう国の中で経営している電信が、収支が、全然合わない、こういうふうな状況ですが、アメリカのウエスタンなんかの事情も私はよく見て来たのですが、非常に懸命な企業努力をして、一時赤字だったのが、それを克服して、今日、収支償っているというふうなところまで努力されているので、すね。ですから、そういうふうな、公社として各国を視察する場合に、やっぱり電信なり電話の運用、施設、こういうふうな工合に、人も派遣されていると思うのですが、電信なんかの各国の研究は、どうなっておるのですか。

公社になってから、何人ぐらい人を派遣したのですか。海外出張した人は何人で、そのうち電話の研究のために行ったのが幾人というふうな工合に、出張の目的がはっきりしておりますか。しておたら、一つこの機会に知らしてもらいたいと思ひます。

○説明員(大橋八郎君) 私、実は詳細な、そういう数字をまだよく調べておりません。この席で申し上げることはできないので、はなはだ残念でございます。おそろく、ここに局長が参っておりますから、あるいは知っております。者がおりますれば申し上げます。

○説明員(横田信夫君) 今の御質問の技術系統、電信電話、合せて行っておる人も相当いますが、手元に、今人数の詳細、持ち合わせておりません。

で、調べて、後刻御報告申し上げます。

○鈴木強君 電信の特に視察を大きな使命として行かれたのは、何人いるのですか。何人行ったんですか。

○説明員(横田信夫君) 私の記憶しておる範囲におきましては、大谷電信機、外二、三名電信だけの専門で行った人を覚えておりますが、そのほかの詳細については、今手元に持っておりません。専門的に電信だけについて調査に行った者も、おるわけであり

○鈴木強君 資料が間に合わないようです。それから、一つ視察に行かれて、欧米を回られて、それぞれの国の電信について、どういう点を学ばれて帰って来たのか、これは復命もあると思えますから、それの一つ、資料としてお出し願いたいと思う。委員長、これ一つ要求していただきたいのですがね。

○委員長(柴田榮君) 御提出いただきたいと思います。よろしくうございませう。

○説明員(大橋八郎君) 承知いたしました。

○鈴木強君 ですから私は、国際電なんかなを見ておきますと、この点は非常に会社形態になったということも、一つの原因かもしれないが、活発に人事の交流をしております。人事の交流というか、専門的に二カ月なり三カ月なり、向こうに行つて、そして現実にアメリカあたりのすぐれた国際通信の技術、オペレーション、あらゆる面から検討するようですね。ああいうこと、私は非常にけつこうだと思つて

だから公社になったって、出張旅費その他も、かなりあると思ひますか

ら、まあそういうのも、外貨の割当が少いといへば、それまでですけれども、少なれば少ないなりに、やはり折衝して少しでもふやしてもらうとか、そういうふうにして、金を有効に使う方法を考えてもらいたいと思うので、今何百何億の赤字があつて、問題になる電信に対して、ほんとうに公社の幹部諸君が、これをどうしようかということ、頭痛はち巻になつて検討したということは、私はあまり聞いてないのです。

それはそれぞれ検討していることは認めますけれども、もう一歩進んで、ウエスタンなんかの経営は、ほんとに妙味を發揮してますよ。ああいうものをほんと、一カ月も行って、よく研究をしてきて、そういう長所を日本に取り入れて、何とか宿命的に、この赤字経理に苦しんでいる電信事業を立て直すというふうな工夫をやつてみたらどうですかね。私は電話なんか、かなり人も行つておるようです。しするから、その点は、資料出せといへばなかなか行つては、行つてはいるんでしょ

うけれども、何を見てきたのかしりませんけれども、私たち国会で、こういうふうな視察の結果学ばべき点があつたというふうな報告を、私は三年半たちますけれども、一度も聞いたことがないのです。必要がなく、要求がないから言わなかつたといへば、それまでですけれども、しかしそういう、もう少し電信というものの今後の見通しを考へて、この腹を詰めてやつてもらいたい、私は特に思ふのですがね。

この点總裁、どうですか。あなた経営委員をやられておつて、總裁になられたんですから、私がしつこく電信のことを言つと、どうも機嫌が悪いかもしれないがね。実際、ただじゃ済まぬですよ、この電信事業というやつは。私は、自分が長いこと経験してきてますからね。そういうために、無用に心配になるのかもしれないけれども、意識過剰になつてゐるかもしれないが、私は、ほんとに電信の問題については、どうなるんだろうかということ

を心配する一人ですから、そういうふうな方法も、とつてみられたらどうですかね。

○説明員(大橋八郎君) 鈴木委員が、かねて特に電信のことについて非常に御関心をお持ちになり、また御心配になつておることは承知しております。私、就任以来も、ほんとに機会のあるごとに、御顧問を受けているわけであり

ます。実は、できるだけ御趣旨に沿いたいと思つておりますが、しかしまあ、何と申しまして、一方の電話の方の、何といひますか、その需要に對する充足というものが、どんなお

くれているものですか、自然いつの間にか、その方にどうしても力こぶが入るといふことになりがちであります。まことにどうも、その点相済みぬと思ひます。しかしながら、決して閑却しておるわけではありませんが、御承知の通り、ただいまこちらに参つております運用局長の山下君などは、ほとんど電信のために、おそらく相当

長く向こうに行つて調べて來られたその報告も出ておるうちに承知しております。またそれを基礎にしまして、日本電信の現状をいろいろ分析して、将来に對する相當の改革意見なども出

されたことを私もよく承知しておりますが、さていよいよ、これを実行に、それじゃどうして移すかということになりまして、なかなか問題がむずかしいので、少しどうも、こういう名案で

こういうふうなことができるというふうな結論が、なかなか得にくいものですから、結局今日まで、まだ御満足のいくような御報告をいたすことができないような状況で推移して参つておると思

うのであります。しかしこれ、いつまでも放つておいていいとは思ひません。これからの大いに努力するつもりであります。でも、今日までの歴史を見ましても、明治以来約九十年の歴史を振り返つてみても、赤字が解消したということは、ほとんどないのではないかと私は考へてお

ります。これは電信の宿命といへばあるいは宿命という叱られるかもしれないが、いさすのであります。一方においては料金が高いということも、これはむろん一つの原因かと思ひますが、さ

りとして、えらいぜいたくな人の使ひ方、ものの使ひ方を、電信だけについてやつておるのでは決してないのであります。

どうも一方電話の発達に伴つて自然電信の発達というものは、はばまれるというふうな傾向もあります。また日本の國の地勢というものは、まだ電信のためには、非常に不利益にできておるといふこともあります。どうも、これは収支の率を合わせなければならぬといふことになりまして、場合によつて、やり方は非常に切

ないことはありますまいけれども、そ

うなりますと、結局料金も高くなり、そのことが、一般の公衆に対して迷惑をかけることになり、またたとえば山奥の方の電報を配達することをやめて、距離の遠いところは、すべて局へ取りに来てくれといふことになれば経費は節約されるかもしれないが、そういうことをやつておつたのでは、御趣旨に沿うゆえんではないと思つて

あります。

まあそういうことで、いろいろと苦勞をしながらも、実は結論を得られないような状況であります。その点一つ、御了解願ひたいと存じます。

○鈴木強君 總裁は、非常に正直な人ですから、ようまじめに答弁するので、すよ、正直に。今までに私は、電話に重点がかかつて、電信がおろそかになるのじゃありませんかとやうと、そうじゃありません、そうじゃありませんとばかり言つて、聞かぬのです。あなたは率直に、その点を認めたから、その点いいですよ。

私は、そういう受けた印象でなしに、何といつても、電話は需要と供給が合はぬものですから、そつちに重点が行つてしまつて、どうかすると電信というものは、忘れられる傾向があるのです。あなたその点、さうでないように、今後幹部会でも、よう一つ肝に銘じて、外國のいい点を勉強する必要があれば、見てもらふ。それから、赤字をどういうふうにしていくか、これは四十七年までの間のことですか、さうコンクリートされたものは聞

こうとは思ひませんけれども、今から、さういふ具体的な問題について、やっぱりどうしても解決しなければならぬ問題があるのです。

たとえばちょっと質問しますが、今四十七年までの見通しを御報告いたいただきましたが、たとえば加入電信なり専用電信の問題についても、私たちが、これがたして収支が償うような形になるかどうかを、かなりこれは危惧したわけですよ、施行段階においても。それから現在加入電信、専用電信の経営はとんとんにいつておるものか、多少黒字になっておるものか、この点を一つ、はっきりしてもらいたいです。それからさらに、今後問題になるの

そういうものに対抗して、どういう理論の武装をして国民を納得させるのか、配達地域の再編成もやっているようですが、直配達区域外の、今四キロ以上は別に金を取っておりますが、そういうったものも、これから四十七年までに、区画をどういうふうに変えて、その点はどう調整していくのか、これだつて、非常に私は大きい問題になるところだと思ふのです。

電報の取り扱い通数にだって、総取り扱い通数の中で、今お話もあったように、商業電報が、一体どの程度のパーセンテージを占めているのか、父

死んだ、母危篤、何時着く、こういう電報が、どの程度のパーセンテージをとっているのか、こういった点も、もう少し検討していただいて、私は極端に言うならば、母死んだ、父危篤という電報は、ただにしたっていいと思う、二十円だつていいと思う。しかしそうでなくて、一つの商業の手段に電報が使われるような傾向に逐次移行するならば、適正料金化ということも、ある程度考えていかなければならぬと思ふのです。

私たちは、ここで料金値上げをしなさいということとは言えませんが、そういう電信の経営の実態というものを認識させれば、国民もおのずから、そこには協力していくという気持が出てくると思うのです。それは決して不当なものでもないし、理解させるといふ努力もやっぱりしなければならぬと思うのです。そういったものを、これから四十七年までに、どういうふうにあなた方は考えていくのか、さっぱりわかぬですよ、私たちに言わせれば。依然として、最終的には三百五十二億という支出に対して収入は百九十億、この結論だけ聞けば、何にもその間、そういうたものに対して、あなた方は

再検討しようという気持がないようにも受け取れるのですね、説明がないから。あるならあるで、今指摘したような点を、どういうふうに克服して、電信というもののいく方向をきめるのか、これは一つ、明確にしていただきたいと思うですね。

○説明員 山下武君）ただいま御指摘いただきました事項のうち、相当はつきりしているものに対して、お答えいたしますが、加入電信、専用電信

は、収支どうなっておるかというお話でございますが、これは、先ほど申しましたように、収入はわかりますけれども、支出の点は、いろいろな施設の共用部分等が非常に多うございまして、分計に必ずしも正確を期しがたいのでございますが、私の方の関係各局で検討いたしました結果は、先ほど申しましたように、加入電信につきましては、四十七年ころには、約六十億の収入に対して支出が五十四億、収支率九〇％、約一割の利益になるであろう、専用電信につきましては、五十一億の収入に対して支出四十一億で、収支率が八〇％、約二割の利益になるであろうという見通ししております。

なお、今どういう状況かということになりますと、加入電信は、御承知のように、まだ始めまして日が浅いたために、利用効率が少うございまして、サービス開始の三十一年度の実績は、一加入当たり収入が、年間二十三万円程度でございまして、それが三十二年度には二十九万円に上がり、三十三年度で二十九万四千円に上り、さうしてに昨年度の分を平均的に速報によって概算いたしますと、三十五万円に上っております。

このような関係で、加入電信も、草創の時代においては利用範囲も少ないし、いろいろなまた投資等もございましたために、収支の関係は、必ずしもよくございませんが、現在では、大体収支とんとんになっておるであろう、しかも、このように、一加入当たりの材料金収入が、年々ふえていっておりまして、私どもとしましては、一加入当たり、大体年額で四十万円程度の収入は、恒常的に見込み得るという前提に

立つて、先ほどの収支計算をしておるわけでございます。

それから重信について、あまりいろいろな対策がないじゃないかというお話でございましたが、実は、相当密着な対策を持っておるわけでございます。先ほど総裁が申し上げましたように、各種の対策を検討いたしまして、特に先ほどから御指摘のように、アメリカにおいてウェスタン・ユニオンが、どのように経営改善に努力をして、今日の成果を上げつつあるのか、あるいは

はイギリスにおいて、どのような關係を経てきたか、あるいは西ドイツ、フランス等における電信の既往における經過、あるいはそのときにおける施策につきましては、いろいろと研究いたしまして、わが国情に合ったような対策につきましても、委員会を設けてまして、いろいろの長期的な対策を作っておるわけでございます。そうしてその中でやれるものを機会をみてございまして、逐次實施してきておるわけでございまして、決して対策はないわけじゃございませんが、何を申しまして、電報というものは、国民の各層が利用しておられます、それで山間僻地ですみずみまで、配達取り扱ひをしないけ

いきません。やめますと、どうもその土地の人からは不平、不平といいますか、不満が起きますので、これをやめるわけにもいかないし、まあそういうことで、対策としてはいろいろ考えてはおりますけれども、実際、その対策を実施するとなると、一般の国民の方々に及ぼす影響、あるいは従業員関係において、いろいろ労働条件に影響を持つ等のことがございまして、実行上困難なものがたくさんあるわけであります。

それやこれやありまして、なかなか思い切ったように、てきばきと対策を実施していくことができない状況で、まあわれわれといたしましては、非常に苦勞といえますか、苦悶のような状態において、それでも、少しずつでもこの経営改善をやろうじゃないかというところ、さらに最近、これはまだいろいろ内部で検討していることでございしますが、電報の通信方式も、かつての手送り通信から、完全な中継機械化が全国的に完成するのあと二、三年になりました。このような通信作業の画期的な変革に伴いまして、従来の電報の字数というものは、少なければ少ない方がよいというような固定した電報に対する考え方を思い切って転換いたしました、機械による中継作業の実施に伴いまして、電報は、もっと長くていいのだ、もっと打ちやすいものにして、みんなが、平易な気持ちで書いて利用できるようにしたらどうか。あるいはその他、先ほど御指摘の地方における四キロまでの直配達区域は、その後におけるいろいろな地域の拡大、あるいは交通の発展その他から見て、四キロ以上は特別料金を取るということ

は、実は実情に即しない部分が相当で
きてきておりまして、この配達区域を
ある程度改めて、もっと拡大した方が
よろうというようなことを考えまし
たり、あるいは電報の送送料というも
のは、どうも先ほど申しましたよう
に全発信通数の五二%、半分以上も電
報を送るようになった時代において、電
報を送るために、送送料を別に取るこ
うことは、どうもおかしいじゃない
か、あれやこれや問題ができてきてお
りますが、それらの不適当な部分の是
正も、今のうちに赤字の状態に對し
て、さらに、ただ料金をまけるだけと
いうことになったのでは赤字累増の結
果にもなりますので、まあ、それやこ
れやを勘案いたしまして、経営の改
善、あるいはサービスの改善その他に
つきまして、さらに掘り下げて研究し
ようというところで、現在いろいろやっ
ている状況でございます。

一応、実情を御報告申し上げます。

○鈴木強君 まあそれを検討されて、
ある程度結論が出、その結論の中か
ら、実施できるものは実施している、
さらにまた検討を加えていこう、こう
いうことで緻密な対策を持つておられ
るようなお話も承るわけですから、そ
れならば、それで、私はこの第二次五
カ年計画の拡大修正に踏み切つて、国
会にこういう暫定措置法の提案もする
段階でありますから、皆さんのお作り
のこの案の内容を見ましても、そう
いった点が、文章づらを見ただけでは
ないのですよ、特にいつて。
そうであれば、書いてなければ書い
てないで、一般的な討議の資料とし
て、皆さんの方では準備をしていただ

いて、そうしてわれわれが審議をする
際に、余計な質問をしなくても済むよ
うに、やはり審議を円滑にするために
事前に、その資料を出していただくこ
と、何かの方法をとっていただかない
と、どうも電信電話五カ年計画
と、こういうふうになつてくるのだ
が、内容を見ると、電話がほとんど
で、電信は何行かしか書いてない、こ
れでは、国民は納得できませんし、電
氣通信事業というものの、特に電信と
いうものの実態というものがわかりま
せんわ。これから四十年先、たとえば
特定郵便局に委託をしている電報も、
現状の形でいいのか、あるいは何か工
夫をしなければならぬのか、これは電
話の問題と同じように、国民から見れ
ば、心配になるところですから、そう
いった資料等についても、一つでき得
ますものは、すみやかに国会の方に
出していただいて、われわれの審議の参
考にさせていただきたいと思うのです。
この点は、委員長、よろしゅうござ
いますか。

○委員長(柴田榮君) よろしゅうござ
いますか。

○説明員(山下武君) 資料は、けつこ
うでございますが、ただ、具体的に、
どういふことかというところについま
しては、ちょっと伺えませんでした……

○委員長(柴田榮君) 鈴木委員に、何
か特に内容、形式等で、御注文がござ
いますれば、その方が、はっきりしま
すか。

○鈴木強君 それは、私が今述べてい
るような具体的問題に対して、緻密な
対策をしている、こうおっしゃるか
ら、そうであれば、その対策の結論が

出ているものと出ていないものがある
のでしようから、これは、こういうふ
うにきまつて、実施して参ります、こ
れは、一つの懸案事項で、これは将来
どうする、こういうことがあると思ひ
ます。

○説明員(山下武君) わかりました。

○鈴木強君 それから中継機械化を、
かなり熱心に皆さんの方ではやつてお
られるのですが、第一次五カ年計画、
第二次五カ年計画、さらにまた、大体
第二次五カ年計画で終わるのでしよ
う。あの計画を見ますと、その間、中継
機械化のために投資した設備資金とい
うものは、大体どの程度あるのですか。

○説明員(山下武君) ちょっと資料を
持つてきておりますが、見つかりませ
ん。ちょっと失礼します。もう少し探
します。

○鈴木強君 それは、あとで調べてみ
て下さい。

それで、さつき質問をした電報總取
扱通数のうち、商業電報と、それから
その他の電報と分けて、パーセンテ
ジは、どの程度になりますか。

○説明員(山下武君) それも、ここに
正確な資料を持つておりませんから、
後日提出いたしますが、調査したので
ございます。私の記憶にありますので
は、社交電報が大体二、三割で、事務
用といひますか、業務用のものが七、
八割程度である、そのように記憶して
おりますが、正確な数字は、別途提出
いたします。

○鈴木強君 それから配達を、今もお
話になつたように、できるだけ四キロ
を取り払つて、直配達区域にしたいと
いう御構想があるようですが、それと

関連をして、夜間の電報配達を集中す
るという方針をとつてこられておりま
すね、これは利用者から見ると、従来
一つの市の中に二つ電報局がある、二
つの局から配達をしてくれると、非常
に到着時間が早くなる、夜間に限つ
て、一つに集中しますから、それだけ
サービスが何とんでも落ちると思ひ
ます。わすか八千万円か九千万円の
金を節約するために、そういうサービ
スの低下をきたしておる面があるの
じゃないか。これは私の思い過ぎかど
うかわりませんが、そういう危惧もあ
るのです。

それから今後、別使配達の制度をど
うするかという「マツ」をどうするか
ということは、当然検討されると思ひ
ますが、その際、配達を請負に、か
なりやろうという御方針があるよう
ですね、これも上げた屋のおさんとか魚
屋のおさん頼んで、夜だけは一
つ、電報が来たよ、頼むよ、よしき
た、ということを持つていくことにな
ると思ひますが、信書の秘密、その
通信の秘密は、当然のことでありま
しょうし、そういった面からいつて
も、多少問題があると思ひますね、
ですから、あなたの方では、これか
ら四十七年先まで各地方末端の局、こ
れは山間僻地もなと思ひますが、そ
ういった請負的な配達制度というもの
は、ますます拡大していこうとしてい
るのか、それとも、現状維持でいこう
としているのか、もっと言うならば、
積極的に、公社の社員が配達をしてい
くようにしていこうとしているのか、
これらの点は、どうでございますか。

○説明員(山下武君) 配達区域の再編
成の問題は、御指摘のように、夜間等

におきまして、平素はある局から配達
しておつたのが、夜間は、他の局から
配達するというようなことで、多少利
用者の方には変に思われることがある
かもしれないが、実は、夜間の着信
するといひますが、夜間配達しなけれ
ばならない電報というものは非常に少
ないのをごいまして、局によつて
は、全然ない局さえあるのをごい
ます。あつても、一通か二通という局
が、むしろ多いようであります。その
ために、夜間も配達人を常時置いてお
く、夜間置いておけば、睡眠もとらせ
なければならぬ、そういうことのため
に、夜間の電報を配達局全部でそれ
ぞれやる、しかも常時配達人を置いて
おくということも、経営的に見て非常
に大きなロスになるわけでございます
で、そういう関係から、近接した都市
内であるとか、隣接の局相互間という
ような場合には、一方の局から、夜間
急いで配達しなければならぬ電報につ
いては、隣から配達するということに
しておるわけでございます。これは
サービスの低下じゃないかという点
も、一応考えられますが、実際的に
は、そういうところはすべてモーター・
バイク、その他によつてやつておりま
すので、あるいは数分間とか十数分間
くらいのおくれというところは、絶無と
はいひかねるかもしれないが、まあ
まあまあ大きなサービス低下というほ
どにはならぬで済むのじゃないかとい
う、実績は、そのようになっており
ます。

それから夜間の配達を請負にしてい
る、それをさらに拡大するのか、現状
通りかという点につきましては、現在
のところは、ことさらに変えようとい

うのはない、現在すでに、夜間非常に少ないところにおきましては、請負制度にしております、これ以上、今後さらに拡大しようという意思は現在のところございません。

ただ、また夜間の請負ということ

は、通信の秘密の問題であるとか、あるいはその他のことについて、御指摘のように問題がないわけではございませんけれども、ただいま申しましたように、電報の配達が一晩のうちに一通もないという局の方が、実は局数からいえば多いのでございます。あつても一通か二通という局が大多数でございまして、そういうところにまで配達人を常時置いておくことは、要員の足りない最中でありまして、また経済的に見ても非常に大きいロスになりますので、特定の人を頼みまして、夜間に、そういうのがきた場合には、特に配達してもらつて、通信の秘密等については確約をしまして、漏洩することのないようにというふうによつておるわけでございます。

これは一つの電信事業の合理化といひますか、経営改善をはかる段階において、そのようなサービス面その他において、電電公社の職員あるいは郵政省の職員の方が直接配達してもらつ場合と、多少違うことがあり得るかもしれませんが、災害があるというほどの問題ではないだろう。このことは、先ほども申しましたように、夜間、電報がほとんどないにもかかわらず、配達人を常時置いて、きたらいつでも配達しなければならぬという建前をとることは、経営的に現在非常に困難でございまして、やむを得ない対策じゃないかと思つております。

○鈴木強君 ですから、一方においては、公共性というものをかなり強く主張されるかと思つと、片や今のお話のように、公共性というものの対して、ちよつと疑義を持つような御答弁もある。

もちろん、たとえ一通でも二通でも、要員を配置して、電電公社がそのサービスをやるというものが、これが公社法の精神でありますし、そのために公共性と採算性が合わないということも、これは事実です。合わないなら合わないで、そんなこその信書の、通信の秘密についても、法的に私は、公社外の職員が、かりに信書の秘密を侵したという場合に、それがどういふふうな処分ができるのか、それが法的にどうなるのか、これらの点も、やっぱり説明されておらない。

ですから、打つ方からすれば、通信の秘密はどうしても守つてもらわなければならない。ところが、たまたま悪いやつがおれば、この前の郵便のやうに、十八才くらいの子供を雇つてやるんじゃないが、よそのところに突つ込んだり、あるいは川に流したりするやうなやつが出てくるので、法的に処罰するやうな意味からいつても、できないやうな格好になる、これは電信の場合と違ふかと思ひますが、ですから、どうせ赤字なんです、どつちみち。そのうであるならば、事業の持つ本質からいって、採算を無視されてやつておるわけですから、そんなところまで、私は、多少サービスが落ちるというけれども、これは夜間の配達るときには、一分や十何秒の差じゃない、現実にやつてごらん下さい。

福岡の電報局とあるわけですが、博多で、夜間の配達をやめて福岡中央電報局が配達することになり、博多の周辺の人たちは、夜になれば、福岡局から配達されるので、到達する時間というのは、電波は地球を三回半するのですから、時間的には、問題はないと思ふ。しかし配達の場合は、バイク・モーターに乗つても、二分から五分くらい配達のおくれが出てくる、そういうサービスが、多少落ちて、採算性というものを考へて、そこは合理化ということによつて乗り切つてしまおう、今の配達にしても、たとえ一通あるかないかにしても、やっぱり夜間の配置をして、公社の社員が持つていくのが建前でしょう。これは、公共性の事業だから、そうあるべきだと思ふ。そうなる、そこはちよつと経営から見てもロスだからといつて、そうしてしるうとを頼んでやるということになる、公共性というものを、どれだけ理解してやつておるかということについて、僕は率直にいつて疑義を持つてです。

切つて、合理化だといつて、赤字を少しでも減らそうというのは、枝葉末節だと思ふ。もつと本道からいくべきだと思ふ。それは、見解の相違かもしれないが、私たちは、そういうことを考へる。これは山下局長、どうですか。

○説明員(山下武君) ただいま御指摘のやうな公共性と企業性といひますか、事業の面での困難性といひますか、その点は、御指摘のやうな問題があつて、そのために、実は電信の合理化を、多くの赤字を背負ひながら、いろいろな対策を考へてみても、実行する上においては、いろいろな世論にぶつかつたり、その他のために思ふやうにやれないのです。

果、承認しております。取り扱い時間の短縮、あるいは取り扱い機関を閉鎖することと同時に、別途、経営が非常に困難であるがゆゑに、終戦後、二度にわたつて、料金の値上げをFCCが認めて実施しておるやうな状況でございまして、向うは、民間の会社ですから、それをやつてやらなければつづけてしまふ。つづけたのでは、電報を打つことが国民はできなくなるから、やはりつづけるわけにいかないから、そういうふうになるわけだけれども、われわれの方は、電信電話を総合経営しております、全体としての収益があつて、つづけるということがないといふことのために、今申し上げたやうな施策が、なかなか徹底的に行なわれたい。

そういう実情で、私、先ほどから申し上げておりますやうに、全国で電報を取り扱う局は一万以上あつたと思ひますが、一晩のうちに一通もない局が、たしか半分以上ある。一通もないのにもかかわらず、配達人を泊めておく、そうして睡眠時間、休憩時間をやらなければならぬといふことになりまして、これはどうも、そうまでしなればならぬかという疑問が起きてきまして、自然、そこに、経営上の問題と公共性の問題との調和をはかつて、この程度の電報しかないやうなところ、たまにしかこないやうなところは、特定の人と契約を結んで、その人に配達してもらつてもいいじゃないだろうかといふやうなことになると私は思ひまして、そういう線において、現在やつておりますために、いろいろな角度からいわれますと、なるほど、まづいと

思われることが絶無ではございませんけれども、しかし、これは、事業の性格からして、ある程度のことでは認めていただくよりしょうがないだろう、そういうふうには思っております。

○鈴木強君 これは、わかります、見解の多少相違する点もあるでしょうが、私は、アメリカのような、民間会社の経営する場合は、どうしてもそういう方向になる。もうからぬところはやりませんよ、もうかるところはだけやって、採算をとろうというのは、民間会社の特性ですからね。

ところが、日本のような場合に、百何十億の赤字があるにもかかわらず、耐え忍んでやらなければならぬ絶対的な公共性というものが使命づけられているわけですね。そういう性格の異なる企業経営の中です。もう少し配達の問題なんかについても、一通もない一通もないとおっしゃるけれども、一カ月間を通して一通もないということではないと思うのです。ある特定の目に対して、そういうふうになるということであって、山間僻地は山間僻地なりに、至急電報もあると思いますから、そういう場合に対処して、もう少し公共性というものを貫くなら貫く方向で、やはりそこは、筋を通してやってもらいたいと思うのです。サービスが落ちたというのではいかぬことですから。経営をやる一つの立場になれば、多少一分や二分おくれても、夜間には配達人を置かないでしようとか、請負にしようとか、経営者として、何とか赤字の克服をしようという気持はわかるのです。

しかしこの赤字は、根本的に考えて、もっと赤字施策をどうするかとい

う大局的な見地に立つて、電信を考えると、その方向は方向として、とりあえずうしななければならぬということ、暫定的な措置として認めてくれということなら私たちはわかるのです。

しかしほんとうのあり方を、何か中ぶらりんにしておいて、あとのことが出てくるから、われわれから見るとしっかりとされた施策がないじやないかと、いうふうには言わざるを得ない。これは大臣、電信というのは、ここで質疑をすれば、限りなくございします。しかし時間も制約されておることですから、私は電信については、この程度におきますが、とにかく大へなことなんです。あなた聞いておるようですが、しかも世界を通じて、どこにも負けないだけの実力は持っておる。そういう中で、なお、もっと先端を行こうということ、中継機械化という方向をとって、これは何人、人が減るか知りませんが、第一次五カ年計画から、東京、大阪終わるまでの間に、五、六千の人が減るかも知れぬが、かなりの要員減をやって、機械化の方向を取り入れているのです。だからこういうことが今日の電話電信の総合経営の中で、はたして電信というものを、そこまで先にやらしていいものかどうかということも、一つの論議だと思ふのです。もう少しスロー・ダウンして、電信電話の企業の中で、もう少し国民には、多少サービスが減っても、今世界の水準をいっておるものですか、それを、なおいくものを、がまんしてもらって、総合経営の中で、電信が目のあたるような方向にもっていくとか、知恵をしなければあると思うのです。それにしても絶対的な赤字というものは、絶対に

料金の値上げをしなければ消えないものですね。そこに経営を預かっている人たちの苦しみもあると思う。私はもう歴代大臣に向かつて、この赤字について、何か政府の施策はないかと、いうことで、意見も伺っているのですが、田中さんは、私の意見の中で、一般会計からの補てんということも、じゃあ、もう相当考えて見なければならぬというところまで、電信を掘り下げてくれたのです。私は期待していたのです。が、また、その後の予算を見て、そういう要求を、公社でしたことも聞いてないし、依然として、電話の黒字によってやられている。一方何百億と債務償還をしても、黒字が出てくるというところになると、電話の利用者からみれば、電信に、そんなに取られちゃかなわぬ。そんなにも取られるなら料金を下げろということも出てくるし、いろんな要求があると思うのです。

だからもう少しこの赤字を、何とかめんどろみるような……。あなたは郵便料金のときにも、私の質問に対して、そういうふうな思想は認めているのです。おそらく、そういう考え方は変らないと思ふますが、もう少し、こういった事業を抱えていることを認めて、もう少し電信政策をお考えいた

だいて、何とか将来に、電信というものがほんとうに樹立して、いけるような態勢を作ってもらいたい、私は心から念願をして、そういうことを大臣に要望しておきたいのです。ですからもうちょっと、公社と連絡をとっていただいて、真剣に研究してみたいと思います。この点、大臣どうですか。

○国務大臣(榎本喜彦君) お話の通りで、電話ばかりではないので、電信、

みな重要な、しかもこれをすみやかに検討して、電信政策を具現していくという必要も、私は認めておりますから、しっかりとやって参ります。

○委員長(柴田榮君) 速記をとめて。
〔速記中止〕
○委員長(柴田榮君) 速記を起して。本日は、本件については、この程度にいたして散会いたします。午後五時二十六分散会

四月八日本委員会に左の案件を付託された。
一、岡山県児島電報電話局の自動改式実施延期等に関する請願(第一六五八号)(第一七〇五号)(第一七一九号)

第一六五八号 昭和三十五年三月二十五日受理
岡山県児島電報電話局の自動改式実施延期等に関する請願(百十五通)
請願者 岡山県児島市尾原二一 四名
九 岡良要子外百十

紹介議員 秋山 長造君
日本電信電話公社においては、岡山県児島市児島電報電話局の電話自動改式を四月一日に実施する計画であるが、これが実施されると、児島電報電話局二十名、琴浦郵便局二十九名、下村郵便局三十一名、下津井郵便局十一名、稗田郵便局六名、合計九十七名の電話従業員はその仕事を奪われることになるので、現在全電通労働組中央本部以下各級機関は、公社当局に対し合理化に伴う労働条件向上の要求を行ない閉交中であるから、これが解決するまで改

式月日及び職員配置転換の実施期日を延期せられた。さらに、(一)職員等の意志に反する配置転換は実施しないこと、(二)首切りは絶対しないこと、(三)大幅な労働条件の向上を約束すること等についても特段の配慮をせられたとの請願。

第一七〇五号 昭和三十五年三月二十八日受理
岡山県児島電報電話局の自動改式実施延期等に関する請願(百十通)
請願者 岡山県児島市赤崎字大崎一、八一三ノ三 佐々木民江外百九名

紹介議員 江田 三郎君
この請願の趣旨は、第一六五八号と同じである。

第一七一九号 昭和三十五年三月二十九日受理
岡山県児島電報電話局の自動改式実施延期等に関する請願(七十六通)
請願者 岡山県倉敷市旭町七二 五 笠木弘子外七十五名

紹介議員 秋山 長造君
この請願の趣旨は、第一六五八号と同じである。

一五

昭和三十五年四月十五日印刷

昭和三十五年四月十六日發行

參議院事務局

印刷者 大藏省印刷局